

外国人の創業活動メニュー

		あいちスタートアップビザ		③本邦の大学等を卒業した留学生による起業活動に係る措置
		① 外国人創業活動促進事業 (特区メニュー)	②外国人起業活動促進事業	
対象者	外国人(海外在住)	○	○	×
	留学生(卒業時)	○	○	○
	留学生(在学中)	○	○	×
	留学生以外(日本在住)	×	○	×
在留資格		経営・管理	特定活動	特定活動
家族帯同		認められる	認められる	認められる
期間		6か月間	最長1年間 (6か月後に更新要)	最長2年間 (6か月毎に更新要) ※「留学生就職促進プログラム」の採択校若しくは参画校又は「スーパーグローバル大学創成支援事業」の採択校以外の大学等は 最長1年間
対象分野		幅広に受付	限定して受付*	幅広に受付
起業支援の主体		愛知県等	愛知県等	大学等
進捗確認		2か月に1回、中小企業診断士による対面での状況確認あり	1か月に1回、中小企業診断士による対面での状況確認あり	1か月に1回、大学等による状況確認あり
メリット		<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業利用後にも③の制度が利用可(①の在留期間と合わせて最長2年) ・事業進捗について中小企業診断士等のサポートが受けられる ・課税の特例措置(所得控除等)、利子補給金の支給制度あり ・初回の在留資格更新から最大1年間、県が認定したコワーキングスペース等を事業所とすることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業利用後にも③の制度が利用可(②の在留期間と合わせて最長2年) ・事業進捗について中小企業診断士等のサポートが受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等の証明により「留学」から「特定活動」への在留資格変更申請が可 ・事業計画の策定等について大学等のサポートを受けられる
デメリット		・制度が活用された特区区域内のみ活用可	・制度が活用された自治体のみ活用可	・限定された大学等のみ 最長2年 (他は 最長1年)

*「IT分野(情報通信業)において高成長を目指す事業」又は「革新的技術・技能を用いて高成長を目指す事業」